

議案第16号

八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

標記条例を次のように制定する。

令和4年2月28日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例（平成17年条例第184号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「港湾区域」とは、八幡浜市栗野浦鯛引鼻から14度30分に引いた線及び陸岸に囲まれた海面のうち八幡浜漁港区域を除いた海面をいい、「港湾施設」とは、港湾区域及び港湾隣接地域（昭和38年告示第26号）内で市が管理する<u>次の各号に掲げる施設をいい、その種別は当該各号に定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>外かく施設 防波堤及び護岸</u></p> <p>(2) <u>係留施設 係船岸、棧橋、岸壁及び物揚場</u></p> <p>(3) <u>保管施設 野積場及び上屋</u></p> <p>(4) <u>旅客施設 待合所及び駐車場</u></p> <p>(5) <u>港湾環境整備施設 緑地</u></p> <p>(6) <u>臨港交通施設 道路及び橋梁</u></p> <p>(7) <u>港湾業務施設 事務所及び駐車場</u></p> <p>(8) <u>その他の施設 交流施設用地</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 港湾施設のうち、展望ロビーの利用に当たっては、市民のまちづくり活動その他地域活性化につながると思われる活動を行う場合又は市長が</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「港湾区域」とは、八幡浜市栗野浦鯛引鼻から14度30分に引いた線及び陸岸に囲まれた海面のうち八幡浜漁港区域を除いた海面をいい、「港湾施設」とは、港湾区域及び港湾隣接地域（昭和38年告示第26号）内で市が管理する<u>別表第1の施設をいう。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 (略)</p>

公益上その他特別な事由があると認める場合に限り、これを許可することができるものとする。

(使用料及び占用料)

第9条 港湾施設を利用し、又は占用する者から 別表第1 又は 別表第2 に定める料金を徴収する。

第10条 削除

(料金の減免)

第11条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、第9条に定める料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料、占用料)

第9条 港湾施設を利用し、又は占用する者から 別表第2 又は 別表第3 に定める料金を徴収する。

(敷金)

第10条 八幡浜市観光センター（フェリー旅客センター部分を除く。）の入居者は、入居の10日前までに賃料月額6箇月分を敷金として納付しなければならない。

2 前項に規定する敷金は、これに利子をつけない。

(料金の減免)

第11条 市長は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、前2条に定める料金又は敷金を減額し、又は免除することができる。

別表第1を削る。

別表第2を別表第1とし、同表を次のように改める。

別表第1

港湾施設使用料

種別	分類及び単位	金額	摘要
入港料	総トン数500トン未満 1トンにつき	1.50円	
	総トン数500トン以上1,000トン未満 1トンにつき	1.07円	
	総トン数1,000トン以上 1トンにつき	0.64円	
船客通行料	旅客(13歳以上) 1人1回につき	2.13円	
	旅客(13歳未満) 1人1回につき	1.07円	
貨物通過料	貨物積降し1回ごとに総トン数1トンにつき	16.1円	(1) フェリー貨物である輸送機械は、1台につき大型車80.2円、中型車48.1円、小型車37.4円、自動2輪車5.35円とする。 (2) 液体貨物については、「トン」を「キロリットル」と読み替える。
係船料	定期船 総トン数1トンにつき	2.13円	
	不定期船 係留1回(24時間以内) 総トン数1トンにつき	4.28円	
可動橋使用料	係留1回ごとに総トン数1トンにつき	1.07円	
物揚場使用料	1平方メートルにつき1日	4.28円	
	16日以上は利用開始の日から1日	5.35円	
野積場使用料	1平方メートルにつき1か月	118円	1月に満たない場合は、1日4.28円/m ² とする。
上屋使用料	港湾業務ビル 1平方メートルにつき1か月	848円	1月に満たない場合は、1日28.28円/m ² とする。
	内港及び沖新田 1平方メートルにつき1か月	320円	1月に満たない場合は、1日10.68円/m ² とする。

大島行き旅客待合所使用料	北浜旅客待合所 1平方メートルにつき1か月		711円	1月に満たない場合は、 1日23.67円/m ² とする。
	沖新田旅客待合所 1平方メートルにつき1か月		761円	1月に満たない場合は、 1日25.39円/m ² とする。
広告掲示料	広告用として指定の場所 1平方メートルまでごとに1か月		213円	1月に満たない場合は、 1日7.13円/m ² とする。
棧橋使用料	市長が別に定める額			
フェリーターミナルビル使用料	発券事務所 1平方メートルにつき1か月		1,302円	1階(1号室及び2号室)
	事務所(その1) 1平方メートルにつき1か月		1,055円	2階(1号室)及び3階(3号室)
	事務所(その2) 1平方メートルにつき1か月		1,172円	3階(1号室及び2号室)
	売店 1平方メートルにつき1か月		1,288円	1階
	レストラン 1平方メートルにつき1か月		844円	2階
	レストランテラス 1平方メートルにつき1か月		141円	
	倉庫(その1) 1平方メートルにつき1か月		937円	1階(A号室)
	倉庫(その2) 1平方メートルにつき1か月		1,016円	1階(B号室)
	倉庫(その3) 1平方メートルにつき1か月		1,056円	3階(A号室、B号室、C号室及びD号室)
	展望ロビー	日中(9時から17時まで 1時間につき)		1,470円
夜間(17時から22時まで 1時間につき)		2,200円		
終日(9時から22時まで)		19,840円		
港湾業務ビル使用料	事務所 1平方メートルにつき1か月		1,142円	1月に満たない場合は、 1日38.06円/m ² とする。
駐車場使用料	沖新田駐車場 1台につき1か月		5,350円	1月に満たない場合は、 1日178.33円/台とする。
	出島駐車場	駐車を開始した時刻から60分を超えたときから起算して、1回30分までごとに 1台につき	60円	
		駐車した時刻から24時間までごとに 上限額	2,000円	

備考

- 1 1トン未満又は1平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。ただし、1件が1トン未満又は1平方メートル未満であるときは、これを1トン又は1平方メートルとする。
- 2 別表第1の規定により算出した使用料1件の金額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。ただし、1件の金額が10円未満であるときは、これを10円とする。
- 3 展望ロビーの利用における次の各号に掲げる行為については、当該各号に定める額を使用料に加算するものとする。
 - (1) 冷暖房を使用する場合 使用料の3割の額
 - (2) 厨房機器を使用する場合 使用料の1割の額
 - (3) 展望デッキを使用する場合 使用料の3割の額
 - (4) 入場料を徴収して使用する場合又は商品の宣伝、販売等これに類する目的に使用する場合 使用料の5割の額
- 4 展望ロビーの利用時間については、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 利用当日において準備をし、又は片付けを行うために要する時間を含むものとする。
 - (2) 利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数を1時間とみなして計算する。
 - (3) 利用時間を延長した場合は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）延長した時刻に該当する区分に規定する1時間当たりの使用料の額を加算する。
 - (4) 9時以前に利用する場合は、1時間につき（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）日中の区分に規定する1時間当たりの使用料の額を加算する。

別表第3を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

八幡浜港フェリーターミナルビルの供用開始及び八幡浜市観光センタービルの廃止等に伴い、所要の改正を行うため。